

<訂正とお詫び>

本書 138 頁，8 行目から 21 行目に誤りがありました。同箇所を下記のとおり訂正し，お詫びいたします。

「学位」とは，**学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）** 及び学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）に定める**博士，修士，学士，専門職学位，短期大学士**をいう。なお，学位規則では，学位は，大学名等を付して用いるものとされているが（第 11 条），大学名等を省いて，例えば，単に「工学博士」と詐称したとしても，なお本号に当たる。

(2) 「その他法令により定められた称号」

「その他法令により定められた称号」とは，法令によって特に一定の地位，資格を有する者に対して用いることが定められている称号をいい，**弁護士**（弁護士法〔昭和 24 年法律第 205 号〕），**弁理士**（弁理士法〔平成 12 年法律第 49 号〕），**医師**（医師法〔昭和 23 年法律第 201 号〕）等の称号がこれに当たる。

もともと，それらの称号を定めた特別法においては，無資格者がそれらの称号を用いることに対して特別の処罰規定を置いているものが多いから^(注1)，本号が適用されることとなる**ものは，あまりない**^(注2)。